

いきいき



左から熊坂奨太さん、熊坂省吾さん、國井直樹さん

若手農業者

広がるネットワーク

市内の若手農業者間の交流を通じて、経営の安定化や地域貢献を図ろうと活動している「寒河江市農業担い手の会」。現在、33人（30経営体）の会員で活動を展開している。

会長を務める八畝の熊坂省吾さん（36歳、就農10年目）は、さくらんぼ、谷沢梅、オクラなどの野菜を栽培。副会長を務める平塩の熊坂奨太さん（39歳、同7年目）は、さくらんぼ、もも、スイートコーンなどを栽培。そして、事務局長を務める西根の國井直樹さん（40歳、同7年目）は、水稻、さくらんぼ、もも、キャベツなどを栽培している。

3人とも就農前は農業経験がほとんどなく、さまざまなきっかけで農業に興味を持ち、新規就農し現在に至っている。

同会の活動は、寒河江市が開催するイベントへの出店、羽田空港のテナントショップへの農産物出荷、興味のある品目を共同で試験的に栽培するなど、さまざまなマーケティング活動を実践している。また、放課後等デイサービス施設と連携し、農作業体験の指導を通じて、食育活動にも積極的に取り組んでいる。

同会について「個性豊かな先輩たちと和気あいあいと楽しく活動できている」と熊坂会長。熊坂副会長は「いろんな情報を得ることができ、ネットワークが広がった」と明るく話してくれた。

地域農業の将来を描く

「地域計画」を策定しました

「地域計画」とは、地域の農地を次世代に残し、地域農業の維持・発展を目指すため、将来の農地の在り方を明確にする計画です。この地域計画では、農地一筆ごとの将来の耕作者を示した「目標地図」も併せて作成しました。

令和6年度に市内9つの地域においてワークショップを実施し、令和7年3月に地域計画を策定しました。

地域計画の内容は、寒河江市のホームページでご確認いただけます。

計画の策定にあたり、ご参加いただいた皆様、誠にありがとうございました。今後、地域農業の維持・発展に向けて、随時、地域計画の評価・見直しを実施していきます。



ワークショップの様子

地域計画の策定に伴い 手続きにお時間がかかります

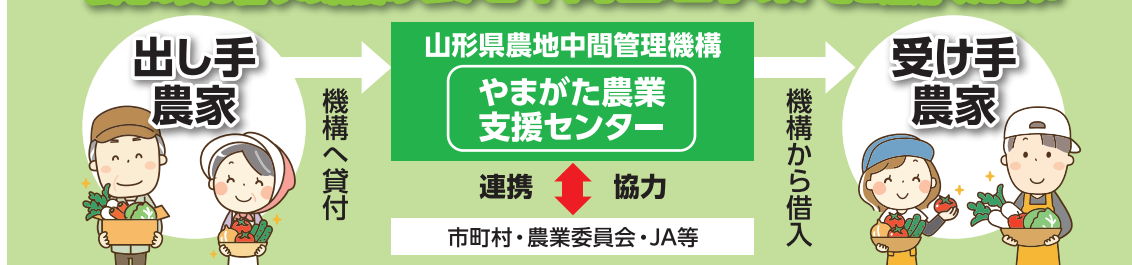
地域計画の区域内の農地において「農振除外」や「農地転用」を行う場合は、あらかじめ地域計画を変更する手続きが必要になります。そのため、「農振除外」や「農地転用」は、これまでより時間を要します。

農地転用をご計画の際は、お早めに市農業委員会事務局にご相談ください。

農サポやまがたからお知らせです

※「農サポやまがた」はやまがた農業支援センターの愛称です

農地の貸し借りの制度の **農地中間管理事業** をご活用ください



出し手農家のメリット

- * 公的機関が農地を預かるので安心です
- * 契約期間終了後には確実に農地が戻ります
- * 賃料は確実に機構から振り込まれます

受け手農家のメリット

- * 複数の出し手農家の農地を借りても契約は機構とのみ行うので手間が省けます
- * □座振替で賃料の支払いが便利です

手数料について

令和7年から農地中間管理事業の利用には『手数料』のご負担をお願いします

農地中間管理事業の手数料について

農地中間管理事業の運営には、やまがた農業支援センターの自主財源を一部充当している経費があり、この負担が年々増加しています。

このため、将来に向けて持続的、安定的にこの事業をご利用いただけるよう、利用者の皆様に一部ご負担をお願いすることといたしました。なにとぞ皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

手数料の概要

- 対象は令和6年10月以降に公告になる満期再契約及び、更新・新規契約から（直ちにすべての契約が対象になるものではありません）
- 納付いただくのは令和7年の賃料の支払い時点から
- 以降毎年、出し手・受け手それぞれから納付
- 手数料の額は毎年の賃料に0.75%を掛けた額（例：10aあたり賃料1万円の場合の手数料は75円）

★詳しくはやまがた農業支援センター（023-631-0697）またはセンターのホームページをご覧ください。

相続農地の登記が義務化されました

不動産登記法が改正され、令和6年4月1日から相続によって取得した土地の登記が義務化されました。

所有者が亡くなったのに相続登記がされないことによって、登記簿を見ても所有者がわからない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や、民間取引、公共事業が妨げられるなど、社会問題となっています。この問題を解決するため、これまで任意だった相続登記が義務化されました。

農地を相続したら 農業委員会への届出を

STEP1

法務局での相続登記

STEP2

農業委員会へ届出

相続発生日からおおむね 10 か月以内に届出が必要です。

STEP3

相続した農地活用意思表示

誰かに売りたい、管理を任せたい場合は、お近くの農業委員や農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局へご相談ください。

相続登記申請の義務化 主な留意点

義務化の対象者

相続や遺贈により不動産を取得した相続人

申請義務の履行期間

相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内

正当な理由がなく登記の申請を怠った場合

10万円以下の過料が科せられる可能性があります。

農地を転用するときには、許可が必要です

田、畑などの農地を農地以外にすることを「農地転用」と言います。農地を転用する場合は、農地法の許可が必要です。

農地以外とは、住宅や工場、道路、植林などの用地に使用が該当します。また、農地の形状を変更しない場合でも資材置き場や公園の緑地、保安用敷地など、耕作の目的以外に使用する場合も含まれます。

STOP! 農地の違反転用

違反転用行為とは

- 違反転用を行った場合は、3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金（法人は1億円以下）が科せられる場合があります。
- 許可を受けないで農地を転用すること
- 許可を受けないで農地などを転用するために権利の設定・移転を行うこと
- 転用許可に付した条件に違反すること
- 違反転用者から、その違反に係る工事などを請け負うこと
- 虚偽などの不正な手段による許可を受けること

農地を転用する計画がある場合は

農地の場所や用途などによって、許可の要件が異なります。農地転用をお考えの際は、市農業委員会事務局にご相談ください。

農地パトロールについて

農業委員会では、毎年9月初旬から中旬にかけて農地の利用状況（耕作放棄地など）を確認するため、農地パトロールを実施しています。

農業委員と農地利用最適化推進委員が、関係機関と協力して農地を巡回します。ご理解、ご協力をいただくとともに、除草や病害虫防除など、適正な農地管理をお願いします。



昨年の農地パトロールの様子

いさいレディー インタビュー



季節の移り変わりを
感じながら農作業を
楽しんでいます。

やま だ み な こ
山田美奈子さん
(寒河江：63歳)



今回は寒河江地区の山田美奈子さんにお話を伺いました。

山田さんは現在、ご夫婦で農業を営んでおり、最盛期には従業員11名を雇って、さくらんぼ50a、りんご10aを栽培しています。

山田さんは以前、会社勤めをされておりましたが、ご主人がお父様から農業を引き継いだのをきっかけに、ご自身も定年退職を機に農業を始めた。

会社勤めていた頃は室内での仕事を中心でしたが、農業を始めてからは外での農作



さくらんぼの手入れをする山田さん

業を通じて季節の移り変わりを
感じられ、楽しみながら取り
組んでいるそうです。「畑
から見える月山が本場にきれ
いなんですよ」と、ご自身で
撮られた写真をうれしそうに
見せてくださいました。

「自分たちが作った果物を
『おいしい』と言って食べて
もらえるよう、日々、安心・
安全でおいしい果物づくりに
励んでいます」と語られ、お
孫さんが笑顔で食べてくれる
ことも、よりおいしい果物を
作ることへの原動力となつて
いるようです。

時間があるときには、趣味
の手芸を楽しんでいるそう
です。ご自宅には山田さんが作
られた作品がたくさん飾られ
ていました。

山田さんは「今後は、農業
に携わる人とのつながりを、
もっと増やしていきたい。い
ろいろな方と交流を深めて、
果物づくりに活かしていき
たい」と話してくれました。

「農業をしなかったら出会わ
なかった人がいるだろうか
ら」と、人とのつながりをと
ても大事にされていました。

最後に若い農家・新規就農
を目指す方に向けて「仲間と
の助け合い、協力を大事にし
てほしい。いろんなことにチャ
レンジしてほしい」とメッ
セージをいただきました。

(眞木早百合委員)



趣味の手芸も楽しんでいます

老後の生活のサポートのため 農業者年金に加入しましょう

65歳
未満

国民年金第1号被保険者
(保険料免除者を除く)
60歳以上は国民年金任意加入被保険者

年間60日以上
農業に従事

の3つの要件を満たせば、どなたでも加入できます。

1. 安全性を重視した運用のため、少子高齢時代に強い年金です。
2. 終身年金で、80歳前にお亡くなりになった場合には、死亡一時金をお支払いします。
3. 公的年金ならではの税制上のメリットがあります。
4. 通常加入なら、保険料の額は自由に選べます。
5. 政策支援加入なら、保険料の国庫補助があります。



詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

編集後記

暑い！暑い日が続きますね。もはや「猛暑」とい
うより「酷暑」と言いたくなるほどです。

今の時期は、果樹の手入れや水稻の育成、秋野菜の
準備と、収穫に向けて踏ん張りどころでもあります。

ただ、つい無理をしがちではありませんか？まづ
は熱中症対策を万全に。こまめな水分補給を心がけ
ましょう。真夏の日差しは、想像以上に体力を消耗
させます。意識して休養を取ることも大切です。例
えば、昼食後に少しお昼寝をして、少し涼しくなっ
てから活動を再開するのもおすすめです。

実りの秋を楽しみに、この酷暑を乗り切りましょう。

(奥山浩一委員)